

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年5月14日（金） 第9300号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（291）（農業大学校）・・・・・・・・・・ 2
	清算法人飯盛山土地改良区の清算人の退任（292）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第291号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

(1) 生産品

鳥取中央農業協同組合

せきがね犬狹観光株式会社

地方卸売市場倉吉青果株式会社

大山乳業農業協同組合

(2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人飯盛山土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和3年5月14日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した清算人の氏名及び住所

西 尾 文 雄 鳥取市佐治町津無66

奥 田 博 美 鳥取市佐治町津無360

西 尾 洋一郎 鳥取市佐治町津無454

前 田 寛 文 鳥取市佐治町津無615

下 石 譲 鳥取市佐治町畑238

谷 上 正 樹 鳥取市佐治町余戸399

植 木 好 美 八頭郡智頭町大字市瀬1225

令和3年3月16日退任